

市議会請願・陳情審査状況について

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

| | | |
|---|---|--|
| 請願 第1 号 | 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願 | 令和元年6月11日 提出 令和元年6月20日 付託 令和元年6月21日 審査 令和2年6月12日 審査 |
| 審査の結果 : 継続審査 (令和元年6月21日) 趣旨採択 (令和2年6月12日) | | |
| 陳情 第8 号 | 川崎市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設または金工室の格技室への変更 (空調設備含む) と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置のお願いに関する陳情 | 令和元年5月16日 提出 令和元年5月20日 付託 令和元年8月2日 現地視察 令和元年8月23日 審査 |
| 審査の結果 : 趣旨採択 | | |
| 請願 第5 号 | 川崎市の図書館の振興にかかわる請願 | 令和元年10月7日 提出 令和元年10月11日 付託 令和2年2月14日 審査 |
| 審査の結果 : 不採択 | | |
| 陳情 第25 号 | 川崎市立橋高等学校屋外グラウンドの人工芝化に関する陳情 | 令和元年11月1日 提出 令和元年12月5日 付託 令和2年1月16日 現地視察 令和2年1月30日 審査 |
| 審査の結果 : 趣旨採択 | | |
| 陳情 第39 号 | 定時制教育を充実させるための陳情 | 令和元年12月16日 提出 令和元年12月18日 付託 令和元年2月13日 審査 |
| 審査の結果 : 不採択 | | |
| 請願 第13 号 | 少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願 | 令和元年3月17日 提出 令和元年3月19日 付託 令和2年6月12日 審査 令和2年9月9日 取下げ願提出 令和2年10月6日 取下げ承認 |
| 審査の結果 : 継続審査 (令和2年6月12日) 取下げ願 : 承認 (令和2年10月6日) | | |
| 陳情 第67 号 | 多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情 | 令和2年11月18日 提出 令和2年12月4日 付託 |

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| <p>請願 第20 号</p> | <p>子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願</p> | <p>令和2年12月14日 提出 令和2年12月17日 付託</p> |
| <p>陳情 第73 号</p> | <p>川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情</p> | <p>令和2年12月15日 提出 令和2年12月17日 付託</p> |

令和2年11月18日

川崎市議会議長 山崎直史様

多摩区生田6-28-13

塩田房子

ほか 1,156名

多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情

陳情の要旨

多摩区役所生田出張所仮庁舎跡に図書館開設をお願いします。

陳情の理由

多摩区生田地域は、人口5万人を超える大きな地域ですが、住民が気軽に使える市民館（公民館）や図書館がありません。

生田地域では、かつて市民館・図書館分館を建設することが決まっておりますが、一度、生田出張所（現在建て替え中）の敷地に建設することも計画されましたが頓挫し、前市長のときに、その計画は白紙になってしまいました。生田地域の住民は、以来ずっと市民館と図書館の開設を願ってきました。

とりわけ、図書館については、生田出張所建て替えの際に行われた市民によるワークショップの中で、ほとんどの参加者から要望が出されました。

生田地域に図書館を造らない理由として、「多摩図書館のある向ヶ丘遊園駅には小田急線ですぐに行けるから」と言われましたが、住民の意見は「生活圏である生田地域に是非欲しい」というものでした。

現在の生田出張所仮庁舎は生田駅から近く、エレベーターもあり、公的施設としては大変良い場所にあります。《多摩図書館・菅閲覧所》も民間ビルを借りていますが、地域の人たちにも好評です。

市民館の場所については議論もありますが、まずは住民の切なる要望である

図書館を生田地域に開設していただきますよう、陳情いたします。



請願第 20号

令和2年12月14日

川崎市議会議長 山崎直史様

幸区中幸町4-10

櫻井悦子

ほか 11,579名

子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願

請願の趣旨

コロナの感染拡大が懸念される今、子どもたちの命と健康を守るための教育条件の整備が急がれます。感染防止対策としては、教室の「密」を避けるために学級の人数を縮小し、少人数学級にすることが不可欠です。

文部科学省は、教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業をすることが必要であるという指針を発表しています。ところが、川崎市では小学生3年から6年の29%、中学生の73%が、36人以上の「過密」の学級で学んでいます。子どもたちが一番長い時間を過ごす教室が「密」な状態は、一刻も早く解消しなければなりません。

川崎市として、国に要望すると同時に、川崎市独自でも「過密」な学級を無くし、子どもたちを守りましょう。

請願事項

- 1 国に対し、少人数学級を進めるよう、意見書を提出するなど要望すること。
- 2 川崎市は一刻も早く、小学校3年から中学校3年まで、35人以下学級にすること。

紹介議員

宗 田 裕 之

令和2年12月15日

川崎市議会議長 山崎直史様

川崎区日進町24-5

佐々木 勝 男

ほか 1,040名

川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情

陳情の要旨

- 1 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に1つ、図書館を造ってください。
- 2 市民の資料要求に応えるため、市民1人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。
- 3 図書館と、利益を求める民間企業は矛盾します。自治体が責任を持って、直営で運営してください。
- 4 図書館に正規司書を増員してください。

陳情の理由

- 1 市民アンケートで一番要望が多かったのは、「どこに住んでいても行きやすい図書館」です。図書館が身近にあることが、市民生活の潤い、学びの場、地域文化のかがみとして不可欠です。
- 2 図書館利用者アンケートなどで利用者が一番望んでいることは、「資料・情報の充実」です。そのためには、資料費の予算の増額が欠かせません。川崎市は市民1人当たり70円で全国平均以下です。文科省「望ましい基準（平成24年度改訂）」の政令指定都市の目標値は、268.6円です。
- 3 図書館は、全ての市民の文化と教養を支える社会教育機関です。市民の学習権、知る権利を保障する図書館は、「サービスを対価の代償としてはいけな

い（図書館法第17条）」と規定しています。図書館は利益追求の対象にはならず、導入館の実態に照らしても、民間による委託運営は不適切です。

- 4 司書は資料・情報の水先案内人です。図書館の発展には正規司書のマンパワーの形成が要です。川崎市は司書率50%ですが、政令指定都市の中で高いサービスを維持している図書館は司書率80%台です。